

やないづ 議会だより

第164号

令和2年(2020)

9月定例会報告

発行日：令和2年11月27日

福島県柳津町議会

(0241)42-2390

編集：議会広報編集委員会



9月定例会

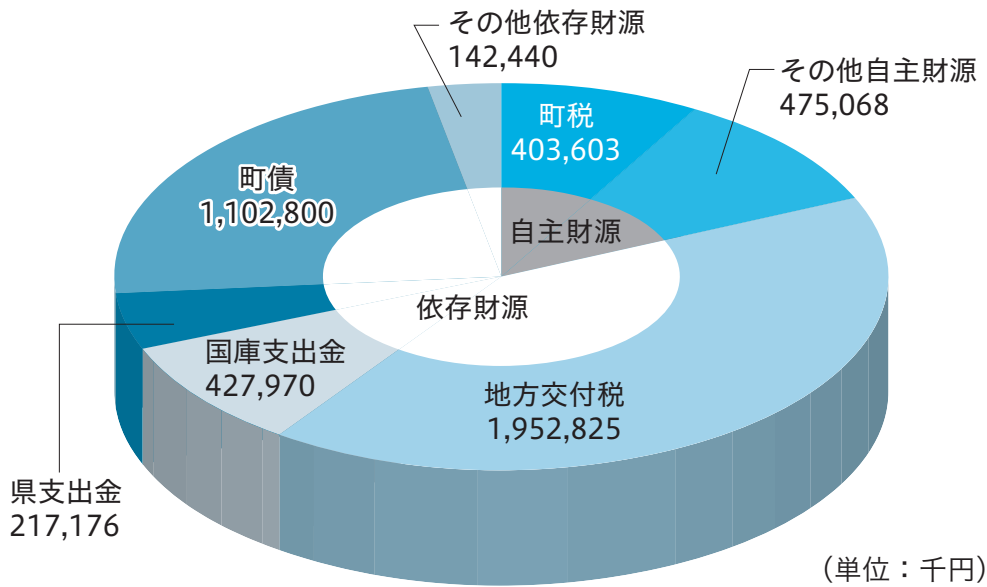
9月9日～9月16日

令和元年度決算認定	2
9月定例会議案審議	6
一般質問 6人の議員が町政を問う	8
議会モニターからの声	16



歳入 62億3,406万1,579円
(前年比 5億8,305万2,692円増)

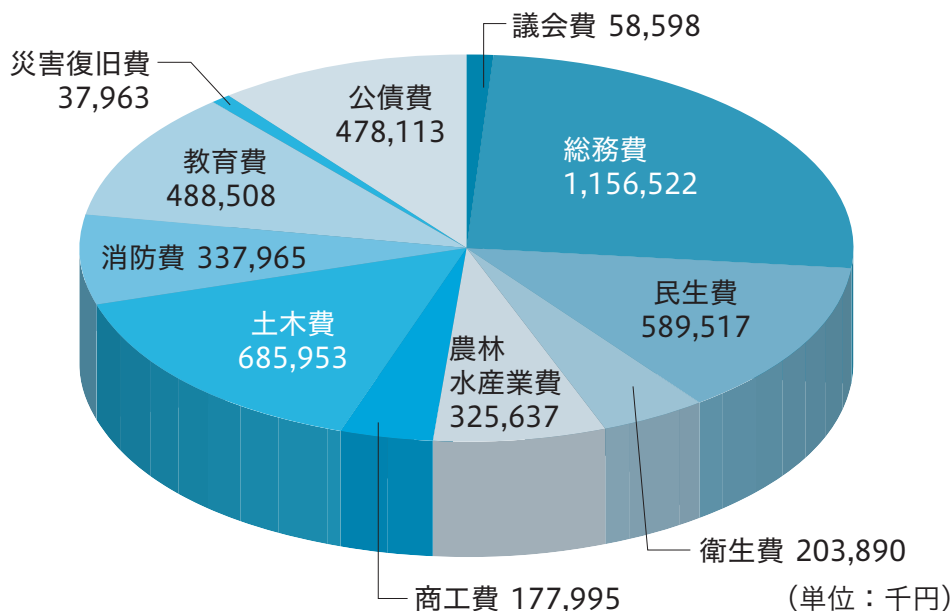
一般会計歳入 47億2,188万4,499円



- その他自主財源…分担金及び負担金、財産収入、使用料及び手数料、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
- その他依存財源…地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

歳出 60億1,150万1,734円
(前年比 6億3,254万5,901円増)

一般会計歳出 45億4,066万1,040円



令和2年9月定例会初日(9月9日)、令和元年度歳入歳出決算の審査について、議員10名で構成される決算特別委員会に付託されました。
9月10日及び11日の2日間にわたり、各会計について課長及び班長の説明を受け、慎重に審議した結果、令和元年度歳入歳出決算を認定すべきと決定され、本会議において認定されました。

財政は健全と判断（判断比率が健全化判断基準の範囲内）

財政健全化判断比率

- 実質公債費率 4.5%
- 赤字額なし
- 将来負担及び資金不足なし

→ 将来へ負担を残す
財政運営ではない！

	実質赤字 比率 ①	連結実質 赤字比率 ②	実質公債 費比率 ③	将来負担 比率 ④	資金不足 比率 ⑤
令和元年度	—	—	4.5%	—	—
平成30年度	—	—	4.3%	—	—
健全化判断基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%	20.0%
備 考	①・②は、黒字であり数値がないため、④・⑤は負担及び不足がないため「—」で表示。				

経常収支比率は81.2%

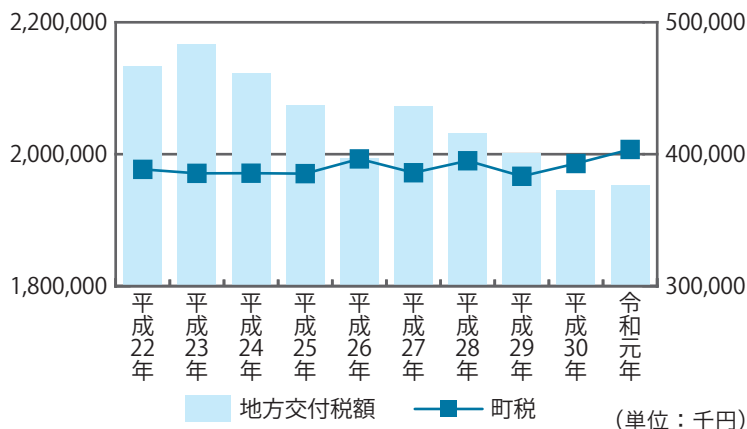
(適正水準70~80%)

経常収支比率とは？

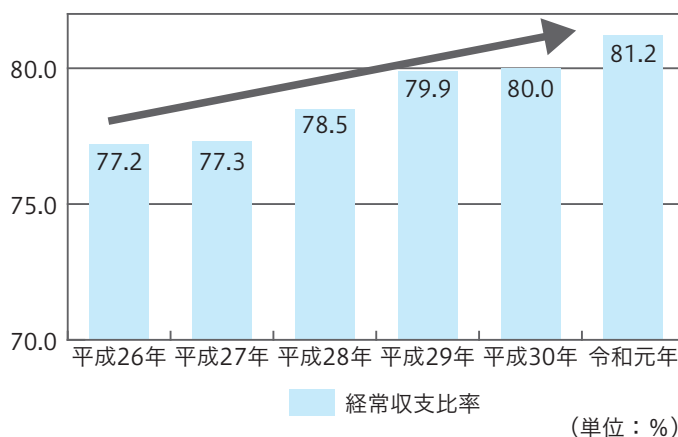
…地方税、地方交付税等の一般財源（用途が特定されていない収入）が、人件費や公債費（自治体の借金の返済）等、縮減が難しい経費にどの程度費やされているかを示す指標。数値が高いほど、自治体の裁量で使えるお金の割合が少なく、財政が硬直化しているといわれる。



地方交付税・町税ともに微増



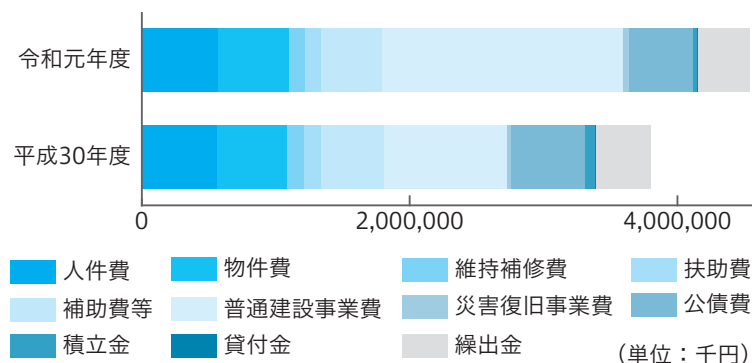
経常収支比率は微増の81.2%



決算審査講評より

決算統計や財政健全化判断比率を見ると、実質公債費比率で4.5%（健全化判断基準は25%）、将来負担比率も「—」表示（早期健全化基準は350%）となっており、将来に負担を残す財政運営ではないと判断されますが、経常的な収入で経常的な経費をまかなう経常収支比率は81.2%と微増となっており、その標準的な指標が75%であることなど、財政状況は硬直化へ向かっているところです。地方交付税も30年度決算額19億4,473万1千円であったものが、令和元年度は19億5,282万5千円と微増となりました。自主財源と依存財源の比率では平成30年度自主財源23.3%、依存財源76.7%であったものが令和元年度においては自主財源18.6%、依存財源81.4%となっています。国県が進める事業の実施により変動する数値なのでこの数値のみで一喜一憂することはないのですが、今後とも国、県の補助金や交付税措置される有利な地方債を活用し、町の振興を図ってください。今後とも町民が「住んでよかった」と思うまちづくりのため、職員一丸となってご尽力くださいますようお願いいたします。

一般会計 性質別歳出の状況



- 消費的経費（人件費、物件費、扶助費等）
17億9,024万5千円（39.4%）
前年度比較 1,502万3千円の減
- 投資的経費
（普通建設事業費、災害復旧事業費等）
18億4,592万2千円（40.7%）
前年度比較 8億9,159万4千円の増
- その他（公債費、積立金、繰出金）
9億449万4千円（19.9%）
前年度比較 1億3,819万6千円の減

決算特別委員会 質疑（質疑の内容を一部抜粋して紹介します）

Q ふるさと納税の取り組みについて

ふるさと納税の額が伸び悩んでいるようだが、今年度の取り組み状況について伺う。

A 新たにふるさと納税ポータルサイトに登録

本年度からインターネットを活用したふるさと納税を8月から開始している。新たな返礼品も用意しており、ふるさと納税を増やしていきたい。

Q 路線バス負担金の額について説明を

生活交通路線バス負担金が27年度89.8万円から令和元年度408.3万円と急増しているが、負担額は適正なのか。負担の内訳について説明を。

A 来年度以降負担は軽減

坂下柳津線の運行に係る負担金であり、坂下町と協定を結び折半しているもので経常経費から補助金を差し引いた赤字額を負担している。本年度は昨年度と同額となる見通しであるが、来年度からは新たに県の補助金が交付される予定なので、負担金が半減する予定となっている。

Q イノシシの捕獲報奨金について

イノシシの捕獲報奨金の実績が69,000円となっているが、一頭当たりの単価と頭数、金額の妥当性について。今後の見通しについて。

A 被害エリア・頭数共に拡大傾向にある

1頭当たり23,000円で3頭分の金額となっている。令和元年度の捕獲数は5頭。県の指定管理による捕獲報奨金分は2頭であり、残りの3頭については町の予算から支出している。本年度は9月9日時点で20頭捕獲している。

Q 農地中間管理機構の利用実績について

農地中間管理機構の令和元年度の事業実績が「0」で「貸し借りなし」となっており、中々集約や後継者不足といった問題の解決が進んでいないようだが現在の状況は。

A 頻繁に相談は受けているが、契約にまでいたらないのが実情

実際には農地を手放したいなどの相談は何件か受けており、そういった方には坂下普及所の地域マネージャーに連絡を取りながら、集約を目指しているが、昨年度は条件面（契約年数、面積）等で折り合いがつかず、契約成立までにはいたらなかった。

令和2年度はすでに1件契約した実績があり、新規就農者などからも相談は受けている。

Q 経常収支比率の上昇について

経常収支比率が平成27年度77.3%に対し令和元年度は81.2%と5年間で3.9%増加している。平成30年度の県内平均87.7%と比較しても高い水準にあるが原因と課題について伺う。

A 経常的な収入の減少によるもの

経常収支比率は年度ごとに増加傾向にある。ここ数年は経常的な経費の支出は横ばい傾向にあるが、経常的な収入（税収、地方交付税など）が減少傾向にあるため相対的に上昇している。

課題・対応策としては税金の収納率の向上に努めるとともに、国県からの補助金を有効活用し、一般財源を抑えていく。

Q 災害復旧費の進捗率について

執行率が32%と低いが、要因、被災地区への説明、2次災害への対策について説明を求める。

A 繰越分は着実に進めて行く

令和元年10月の台風19号による災害復旧費であり、災害査定後1月の臨時議会で予算補正したが、時期的に冬季間の発注となり、繰り越しを前提とした発注となった。

執行率32%は竣工済みの工事の比率であり、発注済みの工事に関しては55%となり、発注済みの工事に関しては執行率は85%となる。パトロール等を強化し、必要に応じて応急復旧等を行い、2次災害が起きないように努めている。

Q スキー場の今後の方針は？

スキー場は昨年まで、解体する方向で設計や道路の整備等の計画を進めてきたが、国定公園への編入の話も出てきている。今後の方針は？

A 解体するという方向性は変更した

現在、国定公園編入手続きが進んでおり、地区住民に説明を行いながら進めている。観光資源としても有望であると考えており、園地として指定する予定。解体して地区に戻すという方向性は変更したと考えてもらってよい。

Q 今後の基金の利用について

財政調整基金・公共施設整備基金16億900万円とあるが、町民センター、せいざん荘、公共上下水道など建て替え・敷設替え等の見通しと基金の利用についてどの様に活用していくか。

A 補助金を活用していく

これからさらに老朽化していき、整備に係るお金が必要となるが、経常的な経費を抑えて、国県の補助金を活用して対策を取っていきたい。



Q 西山保育所について

今後の西山保育所の存続について考えを伺う。

A 子供がいる限りは、保育所は続けていく

5月に施設統合「ゆきげ館」の中に新しく開所した。開所当時の5名から現在は9名を保育している。今後も、町民課と連携し出生数を推計していく。子供がいる限りは、保育所は続けていきたい。

Q 空き家の除却支援補助の条件は？

除却支援補助を受けるための条件はあるのか。解体した後の用途や売買などに制限はあるか。

A 損傷度により制限がかかる場合もある

空き家の損傷度をチェックシートを用いて調査し、危険空き家と判定された場合は条件なしに補助を受けられる。それ以外の空き家は地区と10年間の無償貸出契約を締結し地区で活用してもらうことが条件となる。

Q 新町山ノ神線（門前町）について

緊急車両が通行できず困っていると聞いている。平成30年から改良に動いていると聞くがその後の経過について。

A 現在も進行中である

平成30年度に測量と概略設計を作成し、地区へ説明済み。地区からの回答をもって、次に進めて行きたい。

要望 緊急車両が通行できないのは非常に問題。早急に地区との話し合いを進めながら、事業を進めてほしい。

Q 国民健康保険の滞納について

滞納額が非常に大きい今後の取り組みについて。

A 滞納者と納税相談の機会を設けている

滞納対策本部と連携して対応している。また、年度末に滞納者に対して通常の国民健康保険証の代わりに有効期間が短い「短期被保険者証」を発行し、滞納者と納税相談の機会を設けて収納率の向上に努めている。現在は16世帯に発行している。

Q 有害鳥獣捕獲隊の報酬は？

鳥獣被害の件数が増えるのに比例して捕獲隊の出動も多くなっていると聞く。報酬についての詳細な説明を求む。

A 活動実績に基づいた支払い

隊員が罠を設置したり、捕獲したりといった活動時間に応じた金額を月ごとに集計し報酬として支出している。交通費は費用弁償として活動ごとに集計して支出している。

Q ICT教育について

タブレットが一人一台使える環境が整ったところだが、会津大学と連携してICT教育を進めるような考えはないか。

A 来年度を目標に進めて行く

会津若松市を中心として、会津の市町村全体で進める予定。現在、各学校にどのような支援を希望するか聞き取り中。来年度に向けて内容を具体化していく。

Q マイナンバーカードの状況について

町としてマイナンバーカードに対する取り組みとしてどのような推進活動をしてきたのか。

A 便利な連携サービスなどをPRしていく

令和元年度末で、町全体の発行件数は304件で、令和元年度単年では17件、平成30年度は28件。

令和2年4月から7月末では48件。

町としては積極的な周知は実施してきていないが、今後、マイナンバーカードが様々なサービスと連携して使えるようになるので、それに合わせて周知をしていきたい。

Q 今後の除雪作業員の見通しについて

毎年除雪員を募集して除雪にあたっているが、作業員の高齢化が進み、編成も難しくなっていると思うが、今後の見通しを問う。

A 可能な限り町直営で除雪体制を確保していきたい

除雪作業員は70歳で引退していただいていた経緯があるが、それでは集まらず70歳を超えた方にも来ていただいているのが現状。柳津地区の方に西山地区の担当を割り振るなど人員を回して対応している。若い農家の方の冬期間の収入確保のためにも、可能な限り町直営で除雪体制を確保していきたい。



9月定例会審議議案 ー主な議案ー

令和2年第3回9月定例会が、9月9日から9月16日までの8日間の会期で行われました。今回の定例会では、令和元年度歳入歳出決算認定や令和2年度補正予算、条例の制定など21議案が審議され、原案どおり認定・可決・同意されました。

柳津町議会議員及び柳津町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

公職選挙法の一部改正に伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙における「選挙運動用自動車・ビラ・ポスター」等を公費負担の対象とすることが出来る条例を新設する。

会津若松地方広域市町村圏整備組合理約の変更について

本組合の消防費に係る構成市町村の負担割合について、平成17年以降認められていた、地方交付税の合併算定替の終了に伴い、負担割合の算定方法を見直すもの。令和3年4月1日施行。

会津若松地方土地開発公社の解散について

会津10市町村で設立し、公共事業用地の先行取得等の事業を行ってきたが、平成27年度以降実績がなく、今後の利用計画も無いことから、令和2年度をもって解散する。

令和2年度柳津町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ2億4,402万3,000円を追加し、総額52億6,565万1,000円とする。

《主な増減》

・パソコン等購入費

716万6,000円

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、職員のリモートワークを実施するためのシステム構築に係る費用。

・地域農業経営持続化支援交付金 1,750万円

新型コロナウイルス感染症経済対策として、販売農家等へ5万円を支援金として交付。

・テイクアウトクーポン関連事業費

総額1,334万

2,000円

町内飲食店を応援するため、一人当たり4,000円分のテイクアウトクーポンを発行するための、印刷製本費、手数料、委託料等。

・やないづ福満商品券補助金 1,561万2,000円
補助額・プレミアム率を当

初の4,000万円・10%から、6,000万円・30%へと引き上げると共に、事業者負担の換金手数料2%分を町で負担する。

・工事請負費

3,300万円減

柳津トンネル・沼山トンネルの照明交換工事を令和3年度に事業繰越しすることによる減額。

・災害対策用品購入費

1,593万3,000円

新型コロナウイルス感染症対策で防災用品セットを全世界帯に配付。

後継者独身住宅建設工事請負契約を締結

独身者の住宅を確保することを目的とした柳津町後継者独身住宅を出倉地区に建設する。

・契約金額 8,195万円

・契約の相手方

柳津町大字大成沢字前田533

鈴木工匠 代表 鈴木俊二
契約の方法 指名競争入札

西山支所周辺整備工事請負契約を締結

・契約金額

1億4,718万円

・契約の相手方

三島町大字宮下字宮下177番地

滝谷建設工業株式会社

代表取締役 田中智仁
契約の方法 指名競争入札

教育委員会委員の任命同意

鈴木 礼氏が令和2年9月30日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任することに同意。

陳情一件を採択

「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書」

・陳情者

田村郡三春町上舞木字明部作16-30

福島県原爆被害者協議会

会長 木幡 吉輝
審査結果 採択

議案審議

● 9月定例会補正予算

		9月補正後	補正額
一般会計		52億6,565万1千円	2億4,402万3千円
特別会計	土地取得	2,002万6千円	-
	国保事業勘定	5億639万1千円	813万2千円
	施設勘定	8,371万9千円	564万8千円
	後期高齢	5,195万6千円	△215万7千円
	介護保険	5億5,447万3千円	443万3千円
	簡易水道	1億7,789万2千円	200万円
	町営スキー場	341万2千円	2千円
	農業集落排水	9,070万4千円	540万1千円
	下水道	8,124万円	296万4千円
	簡易排水	220万円	-
	林業集落排水	280万円	-
合計		68億4,046万4千円	2億7,044万6千円

議会録画映像のお知らせ

一般質問の映像を、町のホームページから視聴することができます。

柳津町ホームページ → 柳津町議会 → 議会録画映像

スマホやタブレット端末からも、
見ることができます！



各議員の一般質問
が見られます。



「議会の傍聴になかなか行けない」という方は、お手元の端末からご覧ください。

こんなことを決めました —審議一覧—

議案第71号	柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について	原案可決
議案第72号	令和元年度柳津町歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第73号	会津若松地方広域市町村圏整備組合規約の変更について	原案可決
議案第74号	会津若松地方土地開発公社の解散について	原案可決
議案第75号	令和2年度柳津町一般会計補正予算	原案可決
議案第76号	令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算	原案可決
議案第77号	令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
議案第78号	令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算	原案可決
議案第79号	令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第80号	令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算	原案可決
議案第81号	令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決
議案第82号	令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第83号	令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算	原案可決
議案第84号	令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決
議案第85号	教育委員会委員の任命同意について	原案同意
議案第86号	仮想基盤サーバー等機器の購入について	原案可決
議案第87号	戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入について	原案可決

追加議案

議案第88号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第89号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第90号	工事請負契約の締結について	原案可決
議員提出 議案第2号	日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書	原案可決



5 番 岩渕清幸議員

○ごみの減量化対策について

Q

会津若松地方広域市町村圏整備組合が平成26年に発表し、平成28年12月に変更した「循環型社会形成推進地域計画」(第1次計画)によれば、平成26年からの7年間を計画期間と定め、会津地方10市町村の一般廃棄物の減量化等を進め、「使い捨て社会」から「循環型社会」への転換を進める必要があるとしている。その中で、減量化や再生利用に関して令和3年の目標値を設定している。このことを踏まえて

①町全体の家庭系ごみの排出量及び町民1人当たりの排出量等の推移について把握していると思うが、ここ数年の傾向はどうなっているか。

②町独自の目標値の設定とその達成のめどは立っているか。

③住民及び事業者と行政の協働が重要であると認識しているが、どんな取組をしてきたか。

A

(町長) ①町全体の家庭系ごみの年間総排出量は減少傾向にあるが、町民1人1日当たりでは増加傾向にある。

②柳津町の1人1日当たりの

排出量を平成30年度から令和7年度で113g、13.5%削減を目標としているが、低価格な商品による使い捨ての傾向や、有害鳥獣被害対策のため生ごみを堆肥として利用できなくなっている等もあり、目標達成は厳しい状況である。

③ごみの分別やリサイクル推進のポスターの配布や広報等による周知徹底を図ってきた。リサイクル倉庫の土日の開放や有料ごみ、リサイクルの推進、不法投棄の防止にも努めてきた。

④ごみ問題の現状を理解してもらい、3R、5Rを推進し、一人一人がごみに対する意識を高め、分別を徹底するようお願いしたい。広報等での周知に加えて、各地区での個別説明会を実施し、事業所には、事業系ごみとしての処理と分別の推進を依頼していきたい。

Q

町民の意識改革と併せて、事業所にも協力を働きかける必要があると思うが、こういった働きかけが有効であると考えているか。

A

(町民課長) 事業所へは商工会等の各種会議の際に時間をいただき、事業系のごみについては事業者で処理していただくことと、ご

みの分別の徹底をお願いしたい。

Q

町内でマイバッグの持参率を調査したところ、スーパーでは8割程度、個人商店では2、3割と低迷している。マイバッグの習慣化を図るために、キャンペーン等の開催も一つの方法かと思うが。

A

(町民課長) マイバッグキャンペーンは、過去に景品などで配布した経過がある。観光PRも兼ねて赤べこをプリントしたマイバッグを全戸に配布することを計画しており、利用促進を周知していく。

Q

3R、5Rの推進の必要について触れていますが、最近では7R、10R、18Rまであり、リターナブルやレンタルといった考えも含まれている。18Rに対する町民の理解を深めるためにどのような方策を考えているか。

A

(町民課長) まずは基本の3R政策について、理解を図りたい。学校でも、PTAの資源物回収や家庭科の授業でリサイクルに関する学習をしており、学習したこ

とを家庭で生かせるように、学校とも連携を図り発信していく。

Q

18Rの中にはリバイ——再利用できる物を購入するというのがあり、フリーマーケットなどで中古品を購入することも一つの策である。フリーマーケット開催についてどんな考えを持っているか。

A

(町民課長) 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにイベントは開催できないが、今後、各種団体と連携し、バザーやフリーマーケットの開催、子供の洋服のリユースが進められるように機会をつくってきたい。

要望

決算書から算出すると、町民1人当たりのごみの処理費は1万円を超えている。今年度は、新型コロナウイルス感染症によるステイホームにより家庭ごみが大きく増え、さらなる費用の増加が危惧される。デリバリなどによりプラスチックごみも増えており、テイクアウトの際には、自宅の食器を使用してもらうなど、周知していただきたい。



1 番 磯目泰彦議員

○公営住宅について

Q 公営住宅は、定住促進、若者定住などに大変有効な施設である。しかし、建設費や施設管理、経年による老朽化など、様々な面において町財政へ負担を強いる面を持ち合わせている。

今後、新たな施設の建設が難しくなれば、既存施設の長寿命化や入居率向上を進めていかなければならない。

入居者の高齢化が進めば、4階建て住宅においては、2階以上への居住に不安を抱える入居者の増加も見込まれる。

そこで、2点について伺う。

①町営住宅における高齢者対策の現状と今後について
②柳ヶ丘平屋団地の現状と今後について

A (町長) ①平成24年度に竣工した柳ヶ丘団地2号棟以降の建物は、エレベーターの設置、段差解消、手すりの設置といった高齢者や障害を抱える方にも使いやすい仕様となっている。

ほかの3棟は、エレベーターがなく、スペースの関係から、設置も不可能な状況にある。

公営住宅法上の耐用年数までできる限り延伸を目標とした町営住宅長寿命化計画を策

定し、維持改修を順次進めている。

建物本体より配管などの設備の老朽化が顕著で、施工には、入居状態では困難なため退去後の改修となるが、段差の解消やリノベーションが可能となる。しかし、改修を実施した場合、家賃が上昇するため、各入居者の生活状況も考慮した上で進めて行く必要がある。

入居者が手すりを設置している例もあり、介護保険で設置やレンタル、町の補助金も併用しながら、高齢者も住みやすい住宅として長く使用できよう維持管理を進めて行く。

Q 住宅弱者が増加した中で、保証人制度というのは公営住宅の本来の目的から外れると考えられる。

県では、条例を改正し保証人規定を廃止したが、町でも廃止する考えはあるか。また、

今までに保証人から家賃等の補償をしていただいたことはあるのか。

A (建設課長) 保証人規定の廃止は考えていない。

可能な限り完納依頼という

ことで未納者へは指導しているが、最終的に保証人が代わりに支払いをした事例はある。

Q 高齢者住まいづくり支援事業は最大18万円の補助があるが、公営住宅への実績は1件となっている。

また住まいづくり支援事業は公営住宅にお住まいの方には適用にならない。これでは町民サービスに不公平が出ているのではないか。

A (町長) 利用者が少ないという現状であれば、使い勝手が悪いということなので、制度を精査し、改めるべきところは改めていきたい。

要望 高齢者が、安心・安全な暮らしを営むためにもバリアフリー化を進めてほしい。

また、家賃に反映させずに改修・改善を目指していただきたいと強くお願いをしたい。

A (町長) ②現在、柳ヶ丘団地には10棟28戸の平屋建ての住宅があり10世帯が入居している。新たな入居者を募集しない政策空き家として、1棟全てが空いた時点で取壊しを行っている。

昨年度は1棟2戸の取壊し

を行い、来年度は1棟4戸の取壊しを予定している。昭和40年代の建物で老朽化も進んでいるが、入居者の都合で移動が難しい方もいる。今後も、各入居者の希望を確認しながら、空いた棟から順次取壊しを進めていく。

Q 空き次第、順次解体ということだが、建物自体すでに50年近く経過をしている。あれだけ広い土地があり、また、子供が増えれば公園も必要である。土地の有効活用ということで何か考えがあれば伺いたい。

A (町長) 入居者が退去した順に解体をしているため、まとまった面積をすぐには用意できないというのが現状。広いスペースが用意できれば、近くに子育て世帯向けの団地も完成し、これから子供も増えてくるので遊具のある公園スペースや遊び場も必要と考えている。

また、町民の間からは、戸建て住宅を希望する声も非常に強くあり、戸建て住宅を増やしていくことも積極的に考えていきたい。



2番 新井田順一議員

○柳津町における現在計画、 進行中の事業の取り組みについて

Q コロナ禍の影響であ
らゆる事業や行事が中
止や延期を余儀なくされ、先
の見通しが不透明な中、柳津
町においては「柳津町歴史的
風致維持向上計画」、「JR只
見線の全線再開通」、「只見
津県立自然公園の越後三山只
見国定公園への編入」など、
コロナ禍の中、将来有望で希
望の持てる大きな事業を計画
及び参画しようとしている。
柳津町の歴史に残る一大事業
と認識している。

そこで、町はどのような組
織体制でこの事業に取り組む
のか伺う。また、これらの事
業により町が抱える諸課題解
決に活用できないか、併せて
考えを伺う。

A (町長) 歴史的風致維
持向上計画は、庁内におい
て副町長を中心に関係課の
班長6名をメンバーとし、
アドバイザーの意見などを取
り入れながら協議を進めてい
る。

JR只見線の全線開通は、
県の只見線再開準備室が中心
となり、只見線沿線の市町村
が行う活用事業や環境整備
事業の取りまとめを行い、さ
らに県の事業としても沿線の

景観形成事業等を実施してい
る。

県立自然公園の国定公園へ
の編入は、県の自然保護課と
町の担当課において編入計画
の策定を進めるため、新たな
区域となる住民の方々への説
明会等を現在実施している。

町としては、多課に及ぶ事
業を実施する場合、プロジェ
クトチームを組織して取り組
んで行く考えであり、現在、
来年度からの機構改革に向け
協議を進めている。

今後事業の増加が見込まれ
る課には職員を増やすなど、
適正な職員配置を実施してい
く。

諸課題解決への活用につい
ては歴史的風致維持向上計画
を策定することにより、町な
かの活性化や景観形成、文化
資源や観光資源の磨き上げが
なされ、町民の意識向上にも
つながり、震災以降落ち込ん
でいる観光客の誘客にもつな
がると考えている。また、只
見線全線開通や県立公園の国
定公園への編入により、只見
線沿線及び只見川周辺の支障
木の伐採、フォトスポットや
只見線を望む展望台等の景観
整備がなされ、町が抱えてい
る諸課題の解決につながるも

のと考えている。

Q 過去、今回と同様な
大きな事業が行われた
時代には、企画課という課を
新設して様々な事業に当たっ
たという経緯がある。柳津町
では、大きな事業も控えてお
り、歴史に残る一大事業であ
ると認識しているがどう考え
ているか。

A (町長) 来年度に役場
検討している。既存の企画財
政班は、企画と財政という、
相反するものが一緒になってお
り、ブレーキとアクセルを一
緒に踏んでいるようなものだ
という指摘をうけた中での機
構改革となる。

柳津町のこれからの町の方
向性、そこに至るまでの手段、
事業というのも明確になっ
てきており、機動力とスピード
を持つて推進をさせていかな
ければいけないと強く思っ
ている。

したがって、企画部門を既
存の課の一部の部署とするの
ではなく、権限と責任を持つ
た別個独立の部局を新たに創
設する方向で検討しており、
来年度以降は、新たな部署の

中でプロジェクトを強力に進
めていく。

Q 役場前に赤べこのオ
ブジェが完成して披露
されたが、赤べこの由来がわ
かる看板等が設置されていな
いようだが。

A (地域振興課長) 現在、
「赤べこ伝説発祥の地」
としての看板を製作中で、出
来次第設置という形で進めて
いる。

Q 来年の年賀はがきに
は、干支の「丑」にち
なんで、赤べこが採用され、
会津地方の民芸品として紹介
されている。

そこで、町でもオリジナル
のデザインを用意して、ホー
ムページからダウンロードし
て使ってもらい、赤べこ発祥
の地柳津町としてPRできな
いか。

A (地域振興課長) 地域
おこし協力隊等の協力を
を得て作成したいと思う。ホ
ームページやSNSなどを活
用しながら、また町民の方に
も使っていただいて、広く全
国にPRしていきたい。



6番 松村 亮議員

○コロナ禍における町民の プライバシー保護について

○地域おこし協力隊の 現状と今後について

コロナ禍における町民の
プライバシー保護に
ついて

Q

8月19日に会津管内で初の新型コロナウイルス感染者が記録され、コロナとの共存を基本線に対策を講じていく必要がある。

昨今では感染症そのものよりも、風評、誹謗中傷といった人間が引き起こす被害に対する恐怖が取り沙汰されており、社会問題になっている。これは、当町でも今後起こり得る事象にあり、危機感を持って臨む必要がある。

①当町に感染者が出た場合のプライバシー保護について。
②感染者が出た場合、町としてはどのような形で公表するのか。
③誹謗中傷から「町としてどのように町民を守ることが出来るのか」

A

(町長) ①福島県では感染者等に関する情報を公開する際には、個人が特定されないようにしており、また、プライバシー保護についても、併せて報道機関や県民向けに注意がなされているところ。本町では、現在まで感染者は確認されていないが、

町民の方から事実に基づかない様々な情報が出ていることも承知している。福島県からの町への個人情報の提供はないが、偏見や差別につながるような情報については管理を徹底していく。

②町民の皆様の安全を最優先に考え、会津保健所の指示に基づき、個人情報に配慮し正確な情報を迅速に可能な範囲で公表する予定。

③ウイルスに関する認識を広く理解してもらえよう啓蒙活動し、感染症予防・防止対策を実施していく。

Q

国でも誹謗中傷による被害を社会問題と認識しており、早急な対策が必要である。当町としても可能な範囲で組織づくりをお願いしたい。福島県弁護士会のような団体と提携し抑止力というのを持つておく必要があるのではないかと考えるがどうか。

A

(総務課長) 今のところ、そういった考えはないが、人権に関わることで、担当課と相談しながら、可能かどうかを含めて今後、協議していきたい。

地域おこし協力隊の
現状と今後について

Q

昨年も同様の質問をしたが進捗確認ということで2点伺う。

①現在の隊員数と経過年数、従事している業務と担当課、新規の募集について

②昨年、体系的に取り組むべく「総括的な窓口」の必要性について、答弁をいただいたが、現在、そのような形が見受けられないが、その点について伺う。

A

(町長) ①現在の隊員数は4名で、経過年数は勤務2年目が3名、1年目が1名。従事している業務は、鳥獣害対策業務、赤べこ制作業務、地域アートプロジェクト事業で、地域振興課と教育課に所属している。新規の募集状況については、農業後継者を募集したところ2名の応募があり来年度より採用予定である。
②地域おこし協力隊は、今年度より会計年度任用職員の身分となったことから、総務課で職員管理を行っており、年度初めに辞令を交付し、勤務条件などについて説明を実施している。活動内容や各業務

の管理については、各課で行っている。次年度に機構改革を予定しており、総括的な窓口の設置に向け段階的に業務の一本化を図っている途中であり、今後、各課で行っている地域おこし協力隊の募集についても、一括して募集できる体制を取っていききたい。

Q

総括的な窓口が1年間できなかったという点について伺う。

A

(総務課長) 昨年度から機構改革の案があり、その中で担当窓口を決めていくこうとしていた。現在、機構改革に向けて取り組んでおり、ご了承いただきたい。

Q

協力隊と担当課で定期的なコミュニケーションの場を設けるようお願いしたが、こちらも実施していないようだが。

A

(総務課長) 昨年度、協力隊の報告会を予定していたがコロナウィルスの影響で中止となった。正式な場を設けることはできなかったが、日々の業務の中でコミュニケーションを図るように努めている。



9番 鈴木吉信議員

○自動体外式除細動器について

Q 町として各公共施設に、また、希望される地区に対し除細動器を設置された経過がありますが、現在の管理状況はどうなっているのか。

特にパッド及びバッテリーの交換については、どのように対応されているのか伺いたい。

A (町長) 自動体外式除細動器は、地域における医療供給体制の整備及び生活の安心を確保するとともに、緊急時の対応を目的に設置を希望する地区に譲与したもので、現在までの設置数は、平成21年度10地区、平成26年度1地区に設置されている。

管理状況については、自動体外式除細動器引渡しの際に、契約書を取り交わし、維持管理は各地区が行うことになっており、パッド及びバッテリーの交換については、各地区に負担をお願いしている。

Q 町民課で各地区に設置した経緯があるわけですが、今後、防災・消防の点からも、総務課のほうで管理すべきと考えるが。

町民課で各地区に設置した経緯があるわけですが、今後、防災・消防の点からも、総務課のほうで管理すべきと考えるが。

A (総務課長) 自動体外式除細動器の整備に関しては町民課で整備しており、契約も町民課で締結しているため、管理についても町民課で行っていく予定。

Q 町民課長としてはどのように考えていますか。

A (町民課長) 町長説明にもあった通り、平成26年以降、設置希望地区はないというのが現状で、以前は、5地区分の購入費を予算化していたが、最近の申請等も無いため、直近3年については予算化もされていない状況。

また、契約書の中で、管理は各地区で行うことを前提に譲与という形になっている。パッド・バッテリー・本体はそれぞれに使用期限があるので、町民課から、期限が来る前に各地区へ通知を出してあり、消耗品の購入希望があれば町のほうで一括購入し、価格を下げて負担を軽減することも行ってきた。

Q 自動体外式除細動器の使い方について、消防団の幹部会などでは3年に

自動体外式除細動器の使い方について、消防団の幹部会などでは3年に

1度、1回3時間くらい、広域消防さんのご協力をいただいて講習会を実施している。また、柳津・西山小学校、B&G、保育所などでも1回1時間くらいの簡易的な講習会を実施している。

地区では、昨年度から今までに小巻地区、安久津地区で実施しているが、以前と比べて各地区での開催は減少傾向にあり、町民の皆さんへの周知が足りないのではないかと考える。

区長さんが毎年変わっているなかで、管理を地区任せにしている、いざという時に使えないという心配、そして地区に自動体外式除細動器があるということを町民の皆さんがきちんと認識しているのかを一番心配している。高価な装置ですし、消耗品なども町のほうで負担してあげるといような考えはないか。

A (副町長) 当時私が町民課長のときに進めた事業であり、県の補助金を利用して、全47地区に周知をしまして、その中で必要とする地区のほうに説明会を行いながら、契約を結び進めた経緯がある。

当時私が町民課長のときに進めた事業であり、県の補助金を利用して、全47地区に周知をしまして、その中で必要とする地区のほうに説明会を行いながら、契約を結び進めた経緯がある。

現在は、使用期限などは町でもしっかりと把握しており、今後も町のほうから適切に11地区に通知を出しながら進めていきたい。

要望 町民の皆さんが、自動体外式除細動器をいつでも使える状態になっていることが大事だと考えます。

今年の夏は新型コロナウイルス対策でマスクの着用が日常化したことで熱中症リスクが高まったといわれている。熱中症などの一次救命処置にも自動体外式除細動器は有効だと思いますので、町としても高価な装置が11台もあるわけなので、何とか対応等お願いしたい。

町民の皆さんが、自動体外式除細動器をいつでも使える状態になっていることが大事だと考えます。



自動体外式除細動器



8番 荒明正一議員

○グローバルピッグファーム柳津農場の 今後について

Q 財界ふくしま9月号が発売されこの問題の一つの大きな山にさしかかった感じのする場面をどのように考えているか、これまでの反省も含めお答え頂きたい。

A (町長) 柳津農場は、平成30年12月から操業が開始され、平成31年2月に麻生地区において臭気を感じられ、柳津農場からの臭気であることが確認された。これまで事業者において様々な消臭対策を講じてきているが、いまだに臭気は収まっておらず、麻生地区以外の地区や隣町の地区まで臭いが広がっている。現在、ハニカム式脱臭装置の設置工事を11月までの完了を目指し進めている。

反省点として、町として業者への指導は行っていたものの、麻生地区の皆さんが臭気により不快な思いをされている状況の把握が遅れ、地区の方々への対応が遅れたことは、大変申し訳なく感じている。町としては、町民の生活を守ることが一番の仕事であると考えているので、今後も、住民の納得するまで消臭対策を実施するよう業者に指導していきたい。

Q 11月に設置工事が終わるとのことだが、実際に効果が出るのはいつ頃になるか。

A (地域振興課長) 冬期間は臭いの感じ方が薄くなるため、正確に効果が分かり始めるのは来春の暖かくなってきたからではないか。

Q 臭気やハ工問題に対する対策が遅く、対策が後手後手に回っているように見えるが、いつまでにどのようにして解決しようとしているのか。

A (地域振興課長) 自分たちで持っている農場が少なく、ここまで大きい農場を持っていないので、そういった部分で対応が遅れたと考えられる。

また、臭いという繊細な問題がゆえ、慎重に進んでいったというのが逆に裏目に出て遅くなったと感じている。

町としては、農場さんに強く、早く、臭気問題が解決するよう対策についての指導をしていく。

Q 今の対策が終わらないというちは頭数は増やさないよう要請すべきではないか。

A (地域振興課長) 臭気問題が解決するまでは、頭数は増やさないよう申し入れており、業者からも了承を得ている。

Q 議会と麻生の人たちが業者との飲酒を伴う会食を行ったという話を聞きましたが、実際に誰が、どのような形で参加されたのか。分かったらお願いします。

A (地域振興課長) 操業後の4月に見学会という形で、地区の方を案内し、お酒飲みがメインではなく、バーベキューのようなものをやったと聞いているが、私も現地には行っていないので詳細は分からない。また当時の町長が個人的に少し顔を出したということは聞いているが、公務ではなかったと考えている。

Q 柳津の議員は全部参加していますね。

A (議長) 議会議長としては、参加はしていません。議員も参加していない。

Q この問題は、なかなか解決しにくい問題であります。しかし結論としては、共存共栄することが一番大事だろうと。11月完了予定の脱臭装置で効果が出なかった場合、どのような対策を講じるのか。

A (地域振興課長) その場合についても三者情報交換会の中で話をしている。フィルターに水を流してそこに空気を当てるといったのがハニカム式なのだが、追加で消臭剤を添加するなど、対策していきたい。

A (町長) とにかく町としては、町民の穏やかな生活を守っていくということが何といつても一番であり、引き続き、できるだけ早く、臭気対策を進めるよう指示していきたい。なお、社長にも直接お伝えする。

柳津町議会議員政治倫理審査会 中間報告

審査会の設置

9月30日、柳津町議会議員3名から、8月20日の議会全員協議会及び、9月9日第3回議会定例会の一般質問内での荒明正一議員の発言が、政治倫理基準に違反していると審査請求が提出され、規程に基づき政治倫理審査会を設置した。

審査請求の内容

審査対象者、荒明正一議員のグローバルピッグファーム(株)柳津農場における臭気問題についての以下のような発言は、町議会議員の名誉を失墜させる虚偽の事実や誹謗中傷にあたるものが含まれていると審査請求があった。

① 9月9日開催第3回議会定例会一般質問内で、議員が特定の業者から飲食を含む接待を受けたかのような発言を行ったこと。(P13参照)
② 8月20日開催の柳津町議会全員協議会及び9月9日開催第3回議会定例会一般質問での「今までの議員はみんな責任を取って辞めればいい」という発言を繰り返した事。

審査の経過と中間報告

2回の審査会を開催した結果、以下の審査結果報告書が提出された。今後、議会での承認を得たうえで、最終的な措置を講じます。最終的な措置及び結果は2月発行の議会だより165号に掲載する予定です。

審査結果報告書

令和2年9月30日付けで審査請求のあった事項について、審査を行ったので、柳津町議会議員政治倫理規程に基づき、次のとおり審査結果を報告いたします。

1. 審査請求の対象となった議員の氏名
荒明 正一 議員

2. 審査請求の対象となった 事由の内容

8月20日開催の議会全員協議会、及び9月9日開会令和2年第3回定例会一般質問内での発言に行き過ぎた発言があり、町議会議員の名誉を失墜させる虚偽の事実や誹謗中傷にあたるものが含まれていること。

3. 審査の結果

1. 審査の経過

審査会は、審査に付された今回の事件が、柳津町議会議員政治倫理規程第3条第1項第1号「町民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと」、第2号「自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利

益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしないこと」、第3号「町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」及び第5号「その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、町等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えないこと」の政治倫理基準に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

(1) 第1回審査会 令和2年10月8日(木)

開会后、委員長及び副委員長の互選を行った。審査の対象となる事由の存否等の確認をすべく、審査対象議員となる荒明正一議員へ出席を求めたが、出席を拒否し欠席となった。

本人不在の中での審査、および措置の決定は妥当ではないと判断し、再度出席要求を行い、本人からの意見を聴取すべきとの結論に達した。

(2) 第2回審査会 令和2年10月20日(火)

前回同様、審査対象議員である荒明正一議員が出席を拒否したため、本人への事実確認の聴取を断念し、委員間で政治倫理基準違反の存否、議会として講ずべき措置について協議することとした。

その概要は以下の通り

(ア) 政治倫理基準違反の存否について

①認める

(イ) 必要な措置と勧告

①議場において発言の撤回と謝罪

2. 審査の結論

(1) 政治倫理基準の違反行為の存否について

①9月9日開催第3回議会定例会一般質問での議会議員が特定の業者から飲食を含む接待を受けたかのような発言は、議員及び関係者に確認した結果、そのような事実は一切なく事実無根である。また、8月20日開催の柳津町議会全員協議会及び9月9日開催第3回議会定例会一般質問での「今までの議員はみんな責任を取って辞めればいい」という発言を繰り返し行ったことは、ほかの議員に対する誹謗中傷であり、名誉棄損行為であることは明白であり、政治倫理基準に違反するとの結論に至った。

②本倫理審査会への2度にわたる出席要求に対して従わない行為は、規程第8条(議員の協力義務)に違反するものである。

政治倫理審査会とは

柳津町議会では、「議員の倫理の向上に努め、町民に信頼される公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与すること」を目的として「柳津町議会議員政治倫理規程」を令和元年に制定し、議員の責務を定めています。政治倫理審査会は、議員の行為が政治倫理基準に違反していると審査請求があった場合に審査を行います。

議会モニターからの声

9月定例会を傍聴した議会モニターの皆さんからこんな声が寄せられました。

○自動除細動器（AED）に関して

- ・人名救助のための物ですし、点検は必ず必要です。町としても把握と協力をお願いします。

○地域おこし協力隊・赤べこのPRについて

- ・もっとPRしてもらって、赤べこと言ったら柳津町といわれるようになればいい。
- ・赤べこ発祥の地でありながら、製造元がないのが残念。ゆくゆくは工房や売店カフェコーナーなどができると期待しています。地域おこし協力隊の若い力、経験豊かな大人の力を合わせて実現してほしいと思う。

○グローバルピッグファームに関して

- ・臭気拡大により、健康上の肉体的・精神的な影響を心配している。早期解決を願います。

- ・質問内容が町の噂話として質問しており、きちんと確約を取ってから質問してほしい。

○その他議会運営に関して

- ・ホームページ上での動画配信をもっと早くお願いしたい。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として3密の回避、定期的な換気など十分な対策が取られていた。
- ・傍聴者に議事日程は配布されたが、補正予算や条例などの中身がわからなかった。概要版のような資料は用意できないか。
- ・休議の時間に、ほとんどの議員さんが傍聴席に挨拶に来た時は、驚きと新鮮味を感じた。今後、ますます議会が町民に浸透していくよう期待しています。

議会を実際に傍聴すると「町のことがどのように決まるのか」「どんなやり取りがされているのか」がよく分かります。「議会の会議って・・・難しそう？」と敬遠せずに、皆さんも議会の傍聴を試みませんか。

第4回定例会 12月9日(水)～12月11日(金) 午前10時開会

初日は、町政に対し議員が一般質問を行います。また、第4回定例会は、『第3回赤べこ議会』です。議会議員及び町職員が真っ赤な赤べこのはっぴを身にまとい、『赤べこ発祥の地』をPRします。赤べこ伝説にあやかり、新型コロナウイルス感染症の早期終息を祈願し、そして町民に福を運ぶ議会にしていきたいと思いますので、皆さん是非、傍聴においでください。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、3密を避けるため、傍聴席数は通常の3分の1となります。受付でのアルコール消毒、傍聴席でのマスクの着用をお願いします。

－西山支所、ふれあい館でも傍聴することができます－



県町村議会議員研修会

10月8日（木）郡山市のユラックス熱海において、県町村議会議員研修会が開催されました。3密を避けるため座席の間隔を空けるなど新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた中での開催となりました。

早稲田大学大学院教授片山義博氏による「ポストコロナの地方自治を考える」、政治ジャーナリスト角谷浩一氏による「今後の政局・政治の行方」をテーマとした講義が行われました。

編集後記

町民の皆様におかれましては、今夏におかれましては、新型コロナウイルス、熱中症に負けない日々をお過ごしになられたことと思います。

新しい総理も誕生し、町民の皆様も大変喜んでおられることだと思います。いかがでしょうか。

このような状況下にあつて特に山間地農業の実態はどうでしょうか。イノシシ等の被害はどうでしょうか。その対応に追われて生活できなくなる状況です。農家と動物のバランスを考えた国の政策を打立てることが急務であると思います。できれば山間に住んでいる地域は人間よりもイノシシの方が多くなる日が近い内にくることが間違いないことと声を大にして申し上げ後記とします。町民皆様の今年中の健康をお祈り申し上げます。（荒明 正一）

広報編集委員

委員長 田嶋 信二
副委員長 新井 順一
委員 磯目 泰彦
委員 伊藤 昭一
委員 荒明 正一